

平成 25 年度補正予算に係る補助事業者 各位

中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業に係る
補助金交付規程の一部変更について

平成 31 年 4 月 24 日
全国中小企業団体中央会
高知県地域事務局
高知県中小企業団体中央会

中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業に係る補助金交付規程
を下記のとおり一部変更しましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の内容

(1) 交付規程第 18 条第 6 項の新設

(財産の処分の制限)

第 18 条 (第 1 項～第 5 項 略)

6 補助事業者は、第 1 項に規定する取得財産が平成 30 年 7 月豪雨以降の災害により使用できなくなった場合若しくは立地上又は構造上危険な状態にある場合の取壊し又は廃棄を行った場合は、第 3 項の規定にかかわらず、様式第 12-1 による財産処分報告書を高知県地域事務局に提出することにより、財産処分の承認を受けたものとみなすことができる。なお、この項の処分において、補助事業者は前条第 3 項の納付は免除される。

注：「平成 30 年 7 月豪雨」とは、平成三十年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成 30 年政令第 211 号）により指定された災害をいう。

(2) 附則の追加

附則

平成 25 年度補正予算に係る補助事業から適用する。